

平成 25 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

アフリカ諸国における知的財産権制度運用実態
及び域外主要国による知財活動に関する調査研究報告書

平成 26 年 2 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

(3) ケニア共和国 (Republic of Kenya (KE))⁸⁰



人口：4210.4 万人⁸¹

GDP：4 兆 1117 億円⁸²

公用語：スワヒリ語、英語⁸³



知財庁上部組織	Ministry of Trade and Industry					
知財庁	Kenya Industrial Property Institute (KIPI)					
知財庁 Web サイト	http://www.kipi.go.ke/					
知財庁長官	Mr. Henry Kibet Mutai					
知財庁職員数 ⁸⁴ (2011 年)	職員数：90 名 審査官（特許・実用新案・意匠：13 名、商標：7 名）、その他：70 名					
知財庁予算 (2011 年)	約 1 億 9500 万ケニアシリング（約 2 億 3200 万円、1 ケニアシリング=1.2 円）					
現地知財庁への 出願数 ⁸⁵	年	2008	2009	2010	2011	2012
	特許 (内 PCT)	152 (89)	171 (117)	197 (118)	257 (121)	259 (128)
	意匠	49	90	76	114	103
	商標	3,854	3,883	4,319	1,607 (非居住者のみ)	1,668 (非居住者のみ)

⁸⁰ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/africa.html>(2014/1/10) (外務省 Web サイトより引用、地図含む)

⁸¹ <http://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2013/01/weodata/weoselgr.aspx>(2013/8/28)

⁸² <http://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2013/01/weodata/weoselgr.aspx> (2013/8/28)

⁸³ http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/s_africa/data.html#section1(2014/1/10) (外務省 Web サイトより引用)

⁸⁴ ヒアリングによる

⁸⁵ http://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/country_profile/countries/za.html(2014/1/31)

(3-1) 一般経済事情

ケニアは東アフリカ最大の経済を誇り、エチオピア、ルワンダ、コンゴ民主共和国(DRC)、タンザニア、ウガンダ及び南スーダンなどの近隣諸国への物品の流通地点として機能している。

ケニアの主要産業は、農林業であり、GDP 成比で約 4 分の 1 以上を占める。主要品目は、紅茶・園芸作物・メイズ（トウモロコシ）・コーヒー・小麦・砂糖などである。

(3-2) 政府及び団体の知財についての取組み及び知財に対する姿勢

教育とアウトリーチプログラムは、1995 年 3 月から行われている。活動内容は、国民に特許情報の普及、および、ケニアの発明と革新的な活動の推進である。

一般の人々、特に重要な民間部門は、産業の発展のために特許権を利用する方法どころか、産業財産制度すら理解していない。さらに登録された特許権の保護が終了すると、特許は、誰でも利用可能になるという事実の大部分が一般の人々は知らないようである。

また模倣品対策として、何年もの間、模倣及び海賊行為に対処するために、官民が協力していくつかの試みが行われてきた。そのようなイニシアティブの 1 つに、模倣行為及び海賊行為に立ち向かう取り締まり及び監視部門がある。同機関は、警察、度量衡部門、KEBS、KIPI、KCBなどの他の法執行機関ならびに民間部門の権利所有者と協力して、国内での模倣行為及び海賊行為に対処している⁸⁶。

(3-3) 知的財産権関連制度（知財庁）の運用実態上の課題・留意点・リスク等

a) ケニア産業財産庁（Kenya Industrial Property Institute, KIPI）

ヒアリングによると、ケニア産業財産庁（KIPI）は、南アフリカを除くサブ・サハラ諸国の中では、高い事務処理能力があり、Web サイトも充実している。ただし以下の問題点を抱えている。

- ・ 知財庁のバックアップ電源がなく、商標のサーチが実施できないときがある。
- ・ 登録書類などの書類が紛失することがある。
- ・ 審査結果の報告が誤っていることがある。
- ・ 長い休暇にもかかわらず、その間、知財庁は出願受付・登録業務を行なわない。

ヒアリングによれば、ケニア産業財産庁（KIPI）への出願は、オンラインでは出来ない。特許、意匠、商標の公告はケニア産業財産庁（KIPI）Webサイトからダウンロードできる月刊のIndustrial Property Journal上に掲載される。ケニア産業財産庁（KIPI）では特許に関して審査請求がある出願のみ実体審査を行い、商標については相対的理由と絶対的理由の両方で実体審査をおこなっている⁸⁷。また意匠についても実体審査を行っている。特許・意匠については審査基準が公開されており、作成については自国の法律・規則と共に、USPTO、EPO、PCTのガイドラインを参考にしている⁸⁸。

⁸⁶ https://www.jetro.go.jp/world/africa/ke/ip/pdf/report_201203.pdf p.18(2014/2/14)

⁸⁷ Practical Guide to Intellectual Property in Africa

⁸⁸ <http://www.kipi.go.ke/images/docs/guidelines%20to%20patenting.pdf> p.74 (2014/2/11)

(3-4) 知的財産権関連制度（特許）の運用実態上の課題・留意点・リスク等

a) 公開・公告

<法律・規則・制度>

産業財産法第 45 条に登録された特許はすみやかに公告することが規定されている。

<運用・実態>

ケニア産業財産庁 (KIPI) ジャーナル (<http://www.kipi.go.ke/index.php/journals>) 上に公告されている。特許については、ジャーナル上に明細書は掲載されておらず、出願人などの一般事項のみである。

b) 審査

(i) 実体審査

<法律・規則・制度>

産業財産法第 44 条に実体審査についての規定がされている。審査基準⁸⁹も公開されている。審査基準によれば、PCT 各国移行による特許出願は、国際調査報告で特許性が認められている場合は、審査官が長官に特許付与することを勧める。(8.2 Substantive Examination of PCT Applications (i) PCT applications with a wholly favourable IPER)

<運用・実態>

ヒアリングによると、新規性・進歩性・記載要件などについて審査を行っている。国際調査報告を提出することで審査結果に影響を与える。また早期審査制度はない。以下に審査請求件数と特許付与件数を記載する⁹⁰。

	2009/2010	2010/2011	2011/2012
審査請求件数	14	30	31
特許付与件数	72	55	67

c) 異議・無効

(i) 工業所有権審判所 (Industrial Property Tribunal) への無効・取消の申し立て

<法律・規則・制度>

産業財産法第 103 条に無効の請求について規定されている。同第 103 条に規定されている審判所は、同 113 条に工業所有権審判所として規定されている。

<運用・実態>

ヒアリングによると、特許が公告されてから 9 か月以内に登録特許の無効・取消を申し立てることができる。無効の申し立てから 45 日以内に申し立てられた特許権者は Counter Statement を提出する必要がある。また取消の申立を行った申立人は、証拠の提出のために申し立てから 45 日以内に Counter Statement を提出する。その証拠は特許権者へ順次提出された後、特許権者はその証拠を受け取ってから 45 日以内に、特許権者の主張を支持する証拠の提出を要求される。さらに申立人は特許権者の証拠を受け取ってから 45 日

⁸⁹ <http://www.kipi.go.ke/images/docs/guidelines%20to%20patenting.pdf>

⁹⁰ kipi_anuual_report_2011_2012 P6

以内に新たな証拠を提出することができるが、制限がある。これらの証拠が双方に提出されたあと、双方の合意の元にケニア産業財産庁 (KIPI) がヒアリングを行う。裁判所の特許性の判断は、場合にもよるが自国の審査結果や国際調査報告をすべて参考にする。

e) その他

(i) 使用義務・強制実施権について

<法律・規則・制度>

産業財産法第 72 条から第 79 条まで強制実施権に関する規定がされている。

<運用・実態>

ヒアリング先の事務所の知る限り、強制実施権が与えられたケースはない。

(3-5) 知的財産権関連制度 (意匠) の運用実態上の課題・留意点・リスク等

a) 定義・登録要件

(i) 定義

<法律・規則・制度>

意匠の定義は、産業財産法第 84 条に規定されている。

第84条 意匠の定義

(1) この部の適用上、「意匠」とは、線若しくは色彩の組合せ、又は線若しくは色彩と関連しているか否かに拘らず立体的な形状をいう。ただし、当該組合せ又は形状は、工業又は手工芸製品に特別の外観を与えるものであり、かつ、工業又は手工芸製品の模様として役立ち得ることを条件とする。

(2) 本法に基づく保護は、技術上の成果を得るためにのみ役立つ意匠の如何なる要素にも及ばない。

<運用・実態>

以下に各対象についてヒアリングの結果を記載した。

- ・有体物 (不動産を含む) . . . 保護される
- ・有体物 (不動産を含まない) . . . 保護される
- ・極小意匠 (肉眼で視認できないもの) . . . 保護されない
- ・建築物 . . . 保護される
- ・動的意匠 . . . 保護されない
- ・光 (花火、イルミネーション等) . . . 保護されない
- ・店舗等の室内ディスプレイやレイアウト . . . 保護される
- ・包装ラッピング . . . 保護されない
- ・画像 (表示される物品を特定して) . . . 保護されない
- ・画像のみ (表示される物品を特定しない) . . . 保護されない
- ・テキスタイル (布として) . . . 保護されない
- ・テキスタイルのみ (物品を特定しない) . . . 保護される
- ・3次元 (3D) 画像 . . . 保護される
- ・ホログラム . . . 保護されない

- ・グラフィックシンボル・・・保護されない
- ・アイコン・・・保護されない
- ・設計図・・・保護されない

(ii)分類

<法律・規則・制度>

ロカルノ協定には署名をしているが、未だ締結していない。

<運用・実態>

ヒアリングによると、国際分類(ロカルノ分類)を採用している。ケニア産業財産庁(KIPI)が分類を付与する。

(iii)部分意匠、関連意匠、一出願多意匠制度について

<法律・規則・制度>

部分意匠、関連意匠、一出願多意匠制度は規定されていない。

<運用・実態>

ヒアリングによると、部分意匠、関連意匠、一出願多意匠制度は利用できない。

b) 公開・公告

<法律・規則・制度>

産業財産法第 91 条に、登録された意匠を公告することが規定されている。

<運用・実態>

ケニア産業財産庁(KIPI) ジャーナル (<http://www.kipi.go.ke/index.php/journals>) 上に公告されている。

c) 審査

(i)実体審査

<法律・規則・制度>

知的財産法第 87 条に実体審査について規定されている。さらに審査基準によれば、実体審査は、同 84 条(定義)、同 86 条(1)(新規性)、同 86 条(4)(公序良俗に反する)について行われる。

<運用・実態>

ヒアリングによると、すべての出願について方式審査・実体審査を行っている。産業財産庁(KIPI)が選択した国の意匠を先行意匠として審査している。早期審査制度はない。

d) 異議・無効

(i)異議申立(Opposition)

<法律・規則・制度>

法律には規定がないが、審査基準 p.73⁹¹によれば、規則 48 及び 49 に異議申立が規定されている。産業財産庁(KIPI)が意匠の公告をおこなってから 60 日以内に、誰でも産

⁹¹ <http://www.kipi.go.ke/images/docs/guidelines%20to%20patenting.pdf> (2014/2/11)

業財産庁（KIPI）の決定に対して、産業財産庁（KIPI）に異議を申し立てることができる。もし異議の決定に不服があるなら、決定から 9 ヶ月以内に、工業所有権審判所に不服を申し立てることができる。

（3-6）知的財産権関連制度（商標）の運用実態上の課題・留意点・リスク等

a) 定義・登録要件

(i) 商標の分類

<法律・規則・制度>

ケニアはニース協定（標章の登録のため商品及びサービスの国際分類に関するニース協定）を締結していない。

<運用・実態>

ヒアリングによると、国際分類第 10 版を使用している。

(ii) 新しい商標（動き、ホログラム、音など）の登録

<法律・規則・制度>

商標法第 2 条に標章が定義されている。

「標章」は、特徴的な外観、標語、図案、ブランド、標題、ラベル、札、名称、署名、語、文字若しくは数字又はこれらの組合せを含み、平面的であるか立体的であるかを問わない。

<運用・実態>

ヒアリングによると、新しい商標（動き、音など）は、登録できない。

(iii) 登録時の商標の使用の必要性

<法律・規則・制度>

登録時の商標の使用の規定はない。

<運用・実態>

ヒアリングによると、商標登録時に商標の使用は必要ない。

(iv) 周知・著名商標の保護

<法律・規則・制度>

商標法第 15 条、15A 条に周知・著名商標の保護が規定されている。

第 15 条 同一及び類似の商標の登録禁止

(1) (2)の規定に従うことを条件として、商標であって、異なる所有者に属し、かつ、同一の商品又は同一の種類の商品に関して既に登録簿に記載されている標章と同一であるか又はそれに類似するもの、また、サービスに関しては、異なる所有者に属し、かつ、同一のサービス又は同一の種類の商品に関して既に登録簿に記載されている標章と同一であるか又はそれに類似するものは、何れの商品又は何れの種類の商品に関しても登録することができない。

(2) 誠実な同時使用の場合又は裁判所若しくは登録官の意見では同時使用を適正なものにする他の特別の事情がある場合は、裁判所又は登録官は、課することが適正であるとそれらが考える条件及び制限に従うことを条件として、同一の商品又は同一の種類の商品に関して、同一の又は相互に類似している商標の複数の所有者による登録を許可することがで

きる。

(3) 同一の商品若しくは同一の種類の商品に関して又は同一のサービス若しくは同一の種類の商品のサービスに関して、同一の又は相互に類似する商標の所有者としてそれぞれ登録されるべき旨の出願が異なる者により別個になされた場合は、登録官は、それらの者の権利が裁判所により決定されるまで、又は登録官が承認する態様の合意により若しくは上訴に基づいて裁判所により確定されるまで、その何れを登録することも拒絶することができる。

第 15A 条 周知商標の保護

(1) 本法において、パリ条約又は WTO 協定に基づき周知商標として保護を受ける権利を有する商標というときは、ケニアにおいて周知のものである標章であって、次の何れかに該当する者の標章であるものを指す。

(a) 条約国の国民である者、又は

(b) 条約国に居住しているか、又はケニアにおいて事業を営んでいるか若しくは営業権を有しているか否かに拘らず、条約国に現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所を有する者

(2) 第 36B 条の規定に従うことを条件として、パリ条約又は WTO 協定に基づき周知商標として保護を受ける権利を有する商標所有者は、差止命令により、同一又は類似の商品又はサービスに関する、自己の商標と同一の商標又はその本質的部分が自己の商標と同一の若しくはそれに類似する商標のケニアにおける使用を制限する権利を有する。ただし、その使用が、当該商品又はサービスの使用者の間に混同を生じさせる虞がある場合に限る。

(3) (2)の如何なる規定も、本条の施行前に開始された善意での商標の使用の継続に影響を及ぼすものではない。

(4) ある商標又はその本質的部分が周知商標の識別性を害し、妨げ又は不当に利用する虞がある場合は、当該商標を登録してはならない。

<運用・実態>

ヒアリングによると、周知・著名商標は、WIPO の「Joint Recommendation Concerning Provisions on the Protection of Well-Know Marks」の「Article 2 Determination of Whether a Mark is a Well-Known Mark in a Member State」に従う。

第三者の悪意の商標出願 (bad faith application) については、著名・周知商標 (例えば Sony、Honda) なら、著名・周知商標の規定に基づいて取り消すことができるが、著名・周知商標でない場合は取り消すことは難しい。

b) 公開・公告

<法律・規則・制度>

商標登録出願が認容されれば、速やかに異議申立のため公告されることが、商標法第 21 条に規定されている。

<運用・実態>

ケニア産業財産庁 (KIPI) ジャーナル (<http://www.kipi.go.ke/index.php/journals>) 上に公告される。

c) 審査

(i) 実体審査

<法律・規則・制度>

商標法第 20 条に、登録官が本法の規定に従い、商標出願を認容又は拒絶することが規定されている。

<運用・実態>

ヒアリングによると、実体審査は、登録前 (Pre-granted) に、相対的理由と絶対的理由について審査を行う。審査基準は小冊子で公開されている。出願人は知財庁の拒絶に対して、代理人を通じて書面もしくは口頭で申し立てる権利がある。知財庁の letter の日付から 90 日以内に行う必要がある。同意があればさらに 90 日延長することが可能である。また早期審査制度はない。

d) 存続期間

<法律・規則・制度>

商標法第 23 条に規定されている。

<運用・実態>

ヒアリングによると、10 年ごとに更新する。更新には、所定の費用を払うだけでよい。

e) 異議・無効

(i) 異議申立

<法律・規則・制度>

商標法第 21 条に異議について規定されている。

<運用・実態>

ヒアリングによれば、Pre-granted opposition 制度を採用している。異議申立が受理されると Kenya Industrial Property Journal に掲載される。異議申立は、前記 Journal に掲載されてから 60 日以内にする必要があり、正確な出願書類の作成の目的かつ追加料金を登録庁に支払うことにより、90 日まで延長できる。

登録官の決定に対して、高等裁判所 (The High court of Kenya) に上訴することができる。高等裁判所の決定に不服ならば、上訴裁判所 (the Court of appeal) に上訴することができ、さらに不服ならば最高裁判所 (the Supreme Court) に上訴することができる。

登録官が出願商標を登録したものの条件について出願人に不服な点があるなら、登録官の受領書の日付から 30 日以内に出願人の希望を提出する必要がある。もし登録官が出願商標を拒絶した場合は、登録官の受領書の日付から 90 日以内に反論を提出する必要がある。

(ii) 不使用商標の取消について

<法律・規則・制度>

商標法第 29 条に取消について規定されている。

第29条 不使用の理由に基づく登録簿からの抹消及び制限の賦課

(1) 第 30 条の規定に従うことを条件として、登録商標は、次の何れかの理由に基づいて

不服がある者による申請であって、裁判所に対するもの又は申請人の選択によりかつ第53条の規定に従うことを条件として登録官に対するものに基づいて、その登録の対象である商品又はサービスの何れかに関して登録簿から抹消することができる。

<運用・実態>

ヒアリングによると、商標の取消は、当事者の選択により知財庁 (KIPI) と裁判所 (The High court of Kenya) のいずれにも申請ができるが、費用が安い知財庁を使うのが一般的である。取り消しは、個別の商品・サービスで行うことができる。不使用商標を第三者にライセンスするように要求はできず、第三者は取り消し手続きを行う必要がある。

f) その他

(i) 黙認 (acquiescence) の効果について

<法律・規則・制度>

黙認 (acquiescence) は、第 36B 条に規定されている。

第 36B 条 黙認の効果

(1) 先の商標又はその他の先の権利の所有者であって、ケニアにおける登録商標の使用を継続して 5 年の期間黙認し、かつ、当該使用を承知していたものは、当該後の商標の登録が悪意で出願されたのでない限り、前記の先の商標又は先の権利に基づいて次のことを行う権利を失う。

(a) 当該後の商標の登録が無効である旨の宣言を申請すること、又は

(b) 当該後の商標の使用の対象である商品又はサービスに関するその使用に対して異議申立を行うこと

(2) (1)が該当する場合において、後の商標の所有者は、先の商標の使用又は先の権利の利用に対して異議申立を行う権利を有さない。ただし、当該先の商標又は権利は、もはや、後の商標に対して主張することができない。

<運用・実態>

ヒアリングによると、商標法 36 条 B は、すでにケニアで登録商標を 5 年間使用していた場合、先の商標の所有者が後の商標の登録その他権利に対して無効を申し立てること (36 条 B(1)(a)(b)) 及び、後に登録された商標の侵害について申し立てること (36 条 B(2)) を 5 年までに制限することを示している。このため、根拠のない商標侵害の申し立てに対して対応できるものではない。

(3-7) 知的財産権関連制度 (著作権) の運用実態上の課題・留意点・リスク等

<法律・規則・制度>

ヒアリングによると、応用美術は、著作権法第 1 条(e)と第 22 条によって保護される。

<運用・実態>

ヒアリングによると、自動車部品等の工業デザインも著作権法で保護される。

(3-8) 裁判所・税関・警察等の体制及びエンフォースメント環境

(i)一般事項

ケニアでは、2008年に模倣品取締法が制定され、模倣品取締の専門機関として模倣品取締委員会（Anti-Counterfeit Agency, ACA）が設立された。ヒアリングによれば、政府が模倣品取締に対して対策を打ち出しているが、末端組織の腐敗や長大な国境線による物理的な取締の難しさから成果はあまりあがっていない。また模倣品を差し押さえるための手続きの煩雑さも指摘されている。

(ii)模倣品取締委員会（ACA）

模倣品取締委員会は、特許権・商標権・意匠権・実用新案権・著作権が管轄である。模倣品については、商標権・著作権について取り締まっている。トレーニングの内容は、知財権・犯罪学・司法手続きである。模倣品取締のトレーニングは、英国政府の支援を受けている。支援内容は、人材育成・能力向上（capacity building）、Benchmarkingである。模倣品取締委員会に取締を依頼するには、所定の用紙に、1.申し立て事項、2.宣誓供述書、3.賠償金額、4.代理人を記載して、10,000 ケニアシリング（1.申し立て事項についての手数料）、2,000 ケニアシリング（4.代理人についての手数料）を支払い、模倣品の場所・輸入地点・詳細について述べる。

(3-9) 模倣品の状況、侵害品摘発実績

ケニアには長く突破しやすい国境があるため、一部の模倣品は国境を通過して同国に密輸されている。その他は主要な入国地点を経由してくるが、訓練・意識不足から、ケニアへの流入を許してしまっている。一部の模倣品は通過貨物として入ってくるが、輸入書類が国境に到着すると、国境を越えたことを示す印が押された後、模倣品は再びケニアに持ち込まれる。小売業者から見て被害が最も大きい商品の種類はボールペン、靴墨、コンピューター・ソフトウェア、電池、歯磨き粉、医薬品、洗剤、漂白剤、タバコ、ワセリン及び電子機器である。

東アフリカ地域での貿易円滑化や地域経済統合を支援するために、東アフリカ商標（Trademark East Africa, TMEA）⁹²の中の東アフリカ交通改善計画（the East Africa Transit Improvement Programme, EATIP）⁹³がある。この計画には英国が支援をおこなっている。詳細は本調査報告書5. 域外主要国による調査対象国への協力及び自国企業へのアフリカ進出支援（2）英国を参照。

ヒアリングによると、ケニアでは、模倣品の流通が問題となっていたことから、近年法律を改正して、模倣品取締のための政府機関を設立したが、人員不足・予算不足・職員の訓練不足により、あまり効果は上がっていないようである。

(3-10) 権利取得手続及び訴訟手続等に要する時間的・金銭的成本

a) 権利取得手続及び訴訟手続等に要する時間的・金銭的成本（特許）

(i)金銭的成本

⁹² <http://www.trademarka.com/>（2014/2/7）

⁹³ East Africa Transit Improvement Programme (EATIP)

出願・登録時に知財庁に支払う費用は以下の表のとおり。またヒアリングによると、事務所に支払う出願手数料は、USD1,276、審査請求手数料はUSD250である。

表 1. 出願費用 (出典 : Kenya Industrial Property Journal2011/2012 1USD/80Ksh)

手続き名称	ケニア居住者	ケニア非居住者
Filing Fee (full specification)	Ksh3,000(USD38)	USD150
Provisional application filing fee	Ksh1,000(USD13)	USD50
Substantive examination request	Ksh5,000(USD63)	USD250
Publication fee	Ksh3,000(USD38)	USD150
Grant fee	Ksh3,000(USD38)	USD150

特許維持年金は以下の表 2,3 のとおり。なお一般的に、アフリカ諸国の知財庁に支払う特許維持年金額は、知財庁の Web サイトに掲載されている情報が古い場合があるため、参考として法律事務所からヒアリングで得た情報も併記した。またヒアリングによると事務所に支払う年金納付手数料は、USD550 程度である。

表 2. 特許維持年金 (出典 : Kenya Industrial Property Journal2011/2012 1USD/80Ksh)

	ケニア居住者	ケニア非居住者
2~7年目 (1年分)	Ksh2,000 (USD25)	USD300
8年目	Ksh6,000 (USD75)	USD300
9年目	Ksh7,000 (USD88)	USD350
10年目	Ksh8,000 (USD100)	USD400
11年目	Ksh10,000 (USD125)	USD500
12年目	Ksh12,000 (USD150)	USD600
13年目	Ksh14,000 (USD175)	USD700
14年目	Ksh16,000 (USD200)	USD800
15年目	Ksh18,000 (USD225)	USD900
16年目	Ksh20,000 (USD250)	USD1,000
17年目	Ksh30,000 (USD375)	USD1,500
18年目	Ksh35,000 (USD478)	USD1,750
19年目	Ksh40,000 (USD500)	USD2,000
20年目	Ksh50,000 (USD625)	USD2,500

表 3. 特許維持年金 (出典 : Adams&Adams)

2~8年目 (1年分)	USD655.5	15年目	USD1345.5
9年目	USD713	16年目	USD1460.5
10年目	USD770.5	17年目	USD2035.5
11年目	USD885.5	18年目	USD2323.0
12年目	USD1000.5	19年目	USD3185.5
13年目	USD1115.5	20年目	USD3185.5
14年目	USD1230.5		

ヒアリングによると特許無効を申し立てる審判所へ提出する総費用は、Counter Statement Fee が USD300、Extension of Time Fee approx. 3 extensions USD150、Power of Attorney Fee USD50、Stamp Duty USD5 である。法律事務所へ支払う手数料は、USD12,000 である。また裁判の費用は、裁判の状況に影響するため、平均的な数字を出すことは難しい。

(ii) 時間的コスト

ケニアでは、知財庁の遅れによって、手続きにかかる時間の評価が難しいが、通常出願から登録まで 24～36 か月かかり、そのうち審査請求から登録まで 18～24 か月かかる。また登録から通知までは 1～2 か月である。

ヒアリングによると、裁判の時間は、裁判の状況に影響するため、平均的な数字を出すことは難しい。裁判にかかる時間は数年であるが、5 年から 10 年かかる場合も珍しくない。

b) 権利取得手続及び訴訟手続等に要する時間的・金銭的コスト (商標)

(i) 金銭的コスト

ヒアリングによれば、知財庁へ支払う出願費用は、1 商標 1 区分で USD463 であり、区分が一つ増えるごとに USD300 ずつ追加される。また事務所へ払う出願手数料は、USD568.40 であり、区分が一つ増えるごとに USD345 追加される。その他に追加の代理人費用として 1 時間あたり USD350 (Partner)、USD225 (Associate) が必要な場合がある。拒絶理由通知への応答の手数料は、書面提出時にヒアリング費用として支払う必要がある。最初のクラスで USD200、1 区分ごとに USD150 であり、その他に追加の代理人費用が発生する。出願の修正は、最初の区分で USD100、1 区分ごとに USD50 である。また異議・無効の申し立ての代理人費用は、USD15,000 である。

ヒアリングによると、裁判の費用は、裁判の状況に影響するため、平均的な数字を出すことは難しい。

(ii) 時間的コスト

ヒアリングによると、おおむね出願から 2～6 か月で、公告される。裁判の時間は、裁判の状況に影響するため、平均的な数字を出すことは難しい。裁判にかかる時間は数年であるが、5 年から 10 年かかる場合も珍しくない。

(3-1 1) ライセンス契約／海外送金等における規制

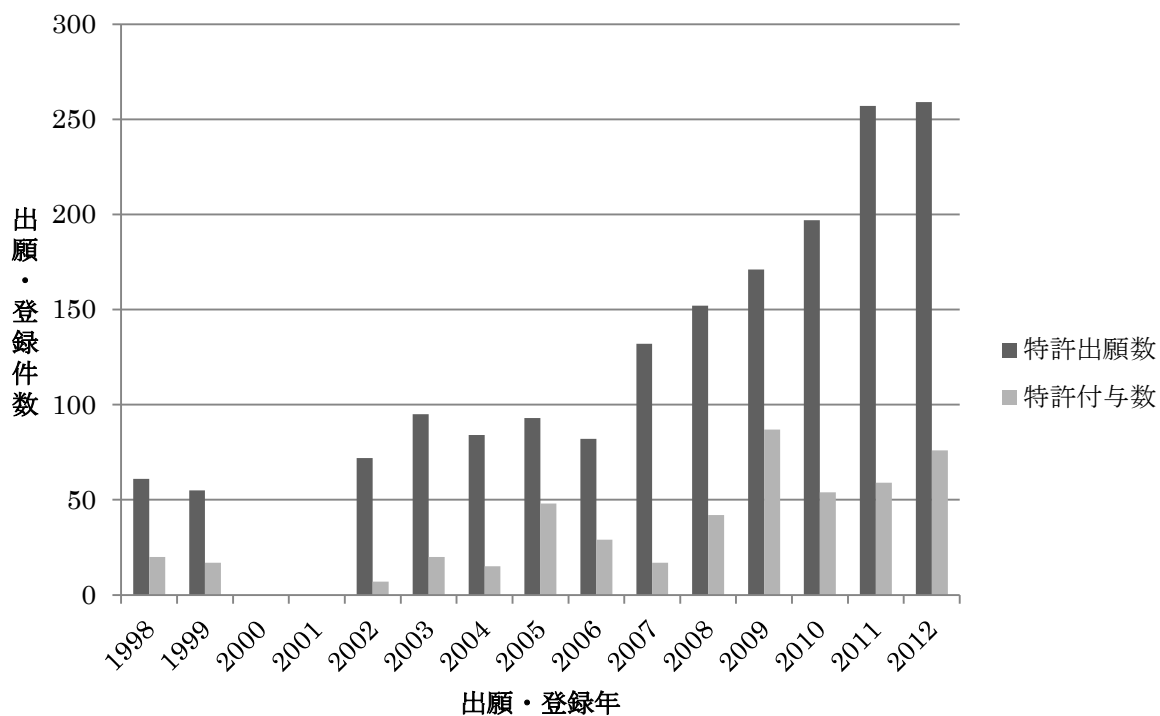
日本からのライセンス契約に関しては、経済産業大臣の許可が必要になる場合がある⁹⁴。また日本からの送金については、日本の外為法の規制に抵触しない限り送金は可能である⁹⁵。

⁹⁴ <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo03.html> (2014/2/15)

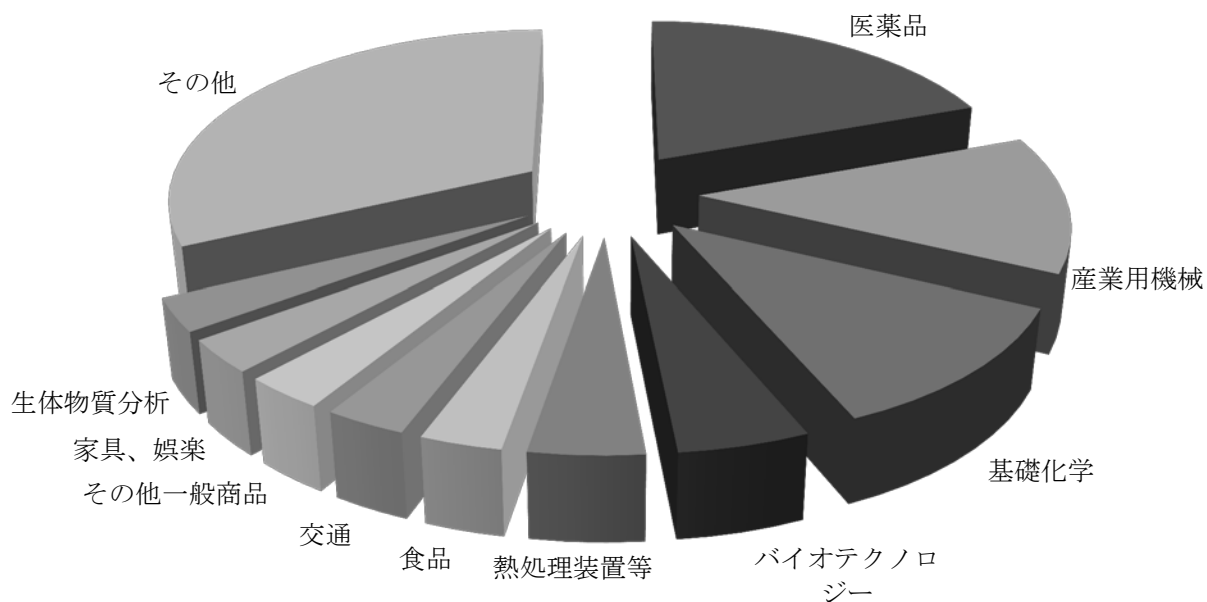
⁹⁵ [https://www.jetro.go.jp/world/qa/t_basic/04A-011104\(2014/2/15\)](https://www.jetro.go.jp/world/qa/t_basic/04A-011104(2014/2/15))

(3-1 2) 出願件数推移 (ケニア)

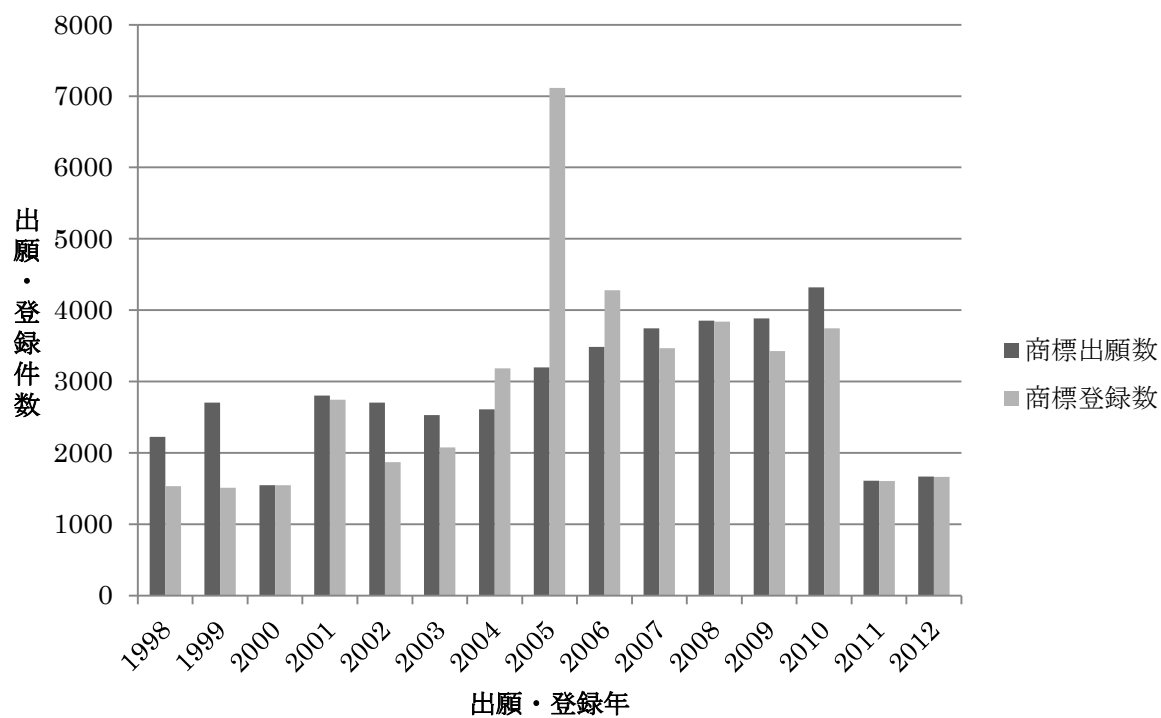
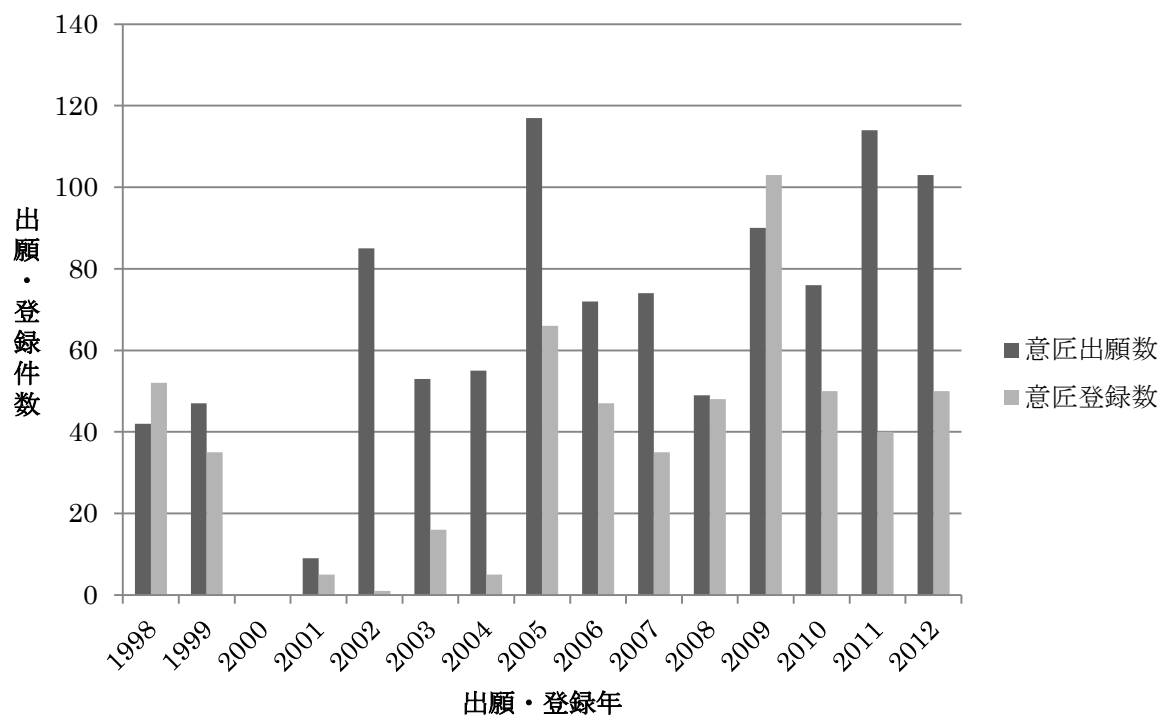
a) 特許統計 (ケニア)



特許出願分野内訳(1998-2012)



b) 意匠・商標統計（ケニア）



(3-13) 企業による調査対象国における知財活動 (ケニア) ⁹⁶

＜出願人別特許出願数＞

出願人	名称	業種	国	出願件数
BAYER CROPSCIENCE AG	バイエルクロップサイエンス	農薬	ドイツ	38
SANOFI-AVENTIS	サノフィ・アベンシス	製薬	フランス	37
Tetra Laval Holding & Finance SA	テトララバル	食品	スウェーデン	21
SYNGENTA PARTICIPATIONS AG	シンジェッタ	バイオ・農薬	スイス	20
Unilever PLC	ユニリーバ	ヘルスケア	英・蘭	20
Colgate - Palmolive Company	コルゲート	ヘルスケア	米国	19
COUNCIL OF SCIENTIFIC AND INDUSTRIAL RESEARCH	科学産業研究評議会	全般	インド	12
NOKIA CORPORATION	ノキア	電機	フィンランド	11
BASF AKTIENGESELLSCHAFT	BASF	製薬	ドイツ	10
ECOLAB INC.	エコラボ	ヘルスケア	米国	5
EMISPHERE TECHNOLOGIES, INC.	EMISPHERE TECHNOLOGIES,	製薬	米国	4

⁹⁶ [http://patentscope.wipo.int/search/en/structuredSearch.jsf\(2013/10/10\)](http://patentscope.wipo.int/search/en/structuredSearch.jsf(2013/10/10)) (ケニアのデータの掲載範囲は1998/01-2006/05)